

市町村の不妊治療費助成実施状況

令和8年4月

市町村名	受付窓口	受付窓口住所	受付窓口 電話番号	助成を実施している不妊治療の種類								居住要件	ホームページ URL
				一般不妊治療 (人工授精)	年齢要件	生殖補助医療 (保険適用分)	年齢要件	生殖補助医療 (先進医療分)	年齢要件	生殖補助医療 (保険適用外) ※先進医療費除く	年齢要件		
熊本市	中央区役所保健こども課 東区役所保健こども課 西区役所保健こども課 南区役所保健こども課 北区役所保健こども課	熊本市中央区手取本町1-1 熊本市東区東本町16-30 熊本市西区小島2丁目7-1 熊本市南区富合町清藤405-3 熊本市北区植木町岩野283-1	096-328-2419 096-367-9134 096-329-1147 096-357-4138 096-272-1128					○	1回の治療の治療開始日における妻(パートナー)の年齢が43歳未満であること。			夫又は妻(パートナー)のいずれかが、本市の住民基本台帳に記載されている方。	https://www.city.kumamoto.jp/kiji00370190/index.html
八代市	八代市健康推進課(市役所2階10番窓口)	八代市松江城町1-25	0965-33-5116			○	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること	○	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること			助成金の治療開始から申請日の間、夫婦のいずれか一方が、八代市に住民登録があり、申請日から八代市に1年以上継続して居住する意思があること	https://www.city.yatsushiro.jp/kiji00315044/index.html
人吉市	人吉市役所 健康福祉部 保健センター 保健総務係	人吉市西間下町7番地1	0966-24-8420	○	治療開始日における妻の年齢が41歳未満	○	治療開始日における妻の年齢が43歳未満	○	治療開始日における妻の年齢が43歳未満			夫婦のいずれかが申請日の1年以上前から人吉市に住所を有し、かつ居住していること	【一般不妊治療】 https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/kosodate_kyoiku/shussan_ikuji/shussan/37869 【生殖補助医療（保険適用分）】 https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/kosodate_kyoiku/shussan_ikuji/shussan/37667 【生殖補助医療（先進医療分）】 準備中
荒尾市	荒尾市すこやか未来課 (荒尾市保健・福祉・子育て支援施設Mirairo内)	荒尾市海陽町二丁目3番地1	0968-63-1153			○	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。 一年度につき1回ののみ申請できる。(翌年度になれば再申請可)					治療を受けた日から申請日までの間、夫婦の両方いずれかが継続して住民登録がある。	https://www.city.arao.lg.jp/kenko/kenko/hahako/hokenjigyo/8417.html
水俣市	水俣市保健センター(水俣市いきいき健康課)	水俣市牧ノ内3番1号	0966-63-3202	○	治療開始初日における妻の年齢が41歳未満	○	治療開始初日における妻の年齢が43歳未満 ※開始年齢に応じて助成回数上限あり。	○	治療開始初日における妻の年齢が43歳未満			夫及び妻の両方又はいずれか一方が、水俣市に住所を有し、かつ居住している者で今後も居住予定であること	https://www.city.minamata.lg.jp/kiji0031656/index.html ※R8年度から開始する生殖・先進補助医療に関しては、今後更新予定。
玉名市	玉名市役所 保健予防課(玉名市保健センター)	玉名市岩崎133	0968-72-4188	○	治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であること			○	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること			夫婦の両方または、一方が玉名市に住民登録があること	一般不妊治療（人工授精） https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/483/28665.html 生殖補助医療における先進医療費 https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/244/35544.html
天草市	天草市こども家庭課	天草市浄南町4-15	0969-22-0404	○	なし	○	治療開始の初日において、妻の年齢が43歳未満であること	○	治療開始の初日において、妻の年齢が43歳未満であること			夫婦のいずれか一方が天草市において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の規定による住民基本台帳に記載されていること。	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0039468/index.html
山鹿市	山鹿市役所健康増進課	山鹿市中578番地	0968-43-0050	○	不妊治療開始時における妻の年齢が43歳未満	○	不妊治療開始時における妻の年齢が43歳未満	○	不妊治療開始時における妻の年齢が43歳未満			夫または妻(パートナー含む)のどちらかが対象不妊治療を受けた期間中及び申請日において山鹿市の住民基本台帳に登録されていること	https://www.city.yamaga.kumamoto.jp/kosodate/kiji0031214/index.html
菊池市	菊池市役所 健康推進課	菊池市隈府888番地	0968-25-7219			○	43歳未満	○	43歳未満			夫婦のいずれかが補助金の申請を行う日の1年以上前から引き続き市内に住所を有し、かつ居住していること ※他自治体で不妊治療に関する補助金を受けていない事、夫婦の市税の滞納がない等複数要件あり	作成中
宇土市	宇土市健康づくり課	宇土市浦田町51	0964-27-4428			○	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満	○	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満	○	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満	夫婦のいずれかが、治療開始日及び申請日時時点で宇土市の住民基本台帳に記載されていること	https://www.city.uto.lg.jp/article/view/1072/5248.html
上天草市	上天草市役所 健康づくり推進課 母子保健係	上天草市松島町合津7915番地1	0969-28-3376	○	41歳未満	○	43歳未満	○	43歳未満			夫婦のいずれかが申請を行う日の1年以上前から上天草市に住民票がある方等	https://www.city.kamiyakusa.kumamoto.jp/q/aview/369/17789.html
宇城市	宇城市役所 福祉部 こどもセンター こども政策係(不知火支所2階)	宇城市不知火町高良2273番地1	0964-33-1118					○	43歳未満			生殖補助医療による治療終了日から申請日までの間、夫婦のいずれかが継続して市内に居住していること。	https://www.city.uki.kumamoto.jp/kosodate/sonota_kosodate/2486130
阿蘇市	阿蘇市役所健康増進課	阿蘇市一の宮町宮地504番地1	0967-22-5088	○	治療開始の初日において、妻の年齢が43歳未満であること	○	治療開始の初日において、妻の年齢が43歳未満であること	○	治療開始の初日において、妻の年齢が43歳未満であること			治療している本人が、本市の住民基本台帳に1年以上記録されていること。	https://www.city.aso.kumamoto.jp/citizens/health_medical_welfare/insurance_of_adult/funin_fuiku_support/

市町村の不妊治療費助成実施状況

令和8年4月

市町村名	受付窓口	受付窓口住所	受付窓口電話番号	助成を実施している不妊治療の種類								居住要件	ホームページURL
				一般不妊治療 (人工授精)	年齢要件	生殖補助医療 (保険適用分)	年齢要件	生殖補助医療 (先進医療分)	年齢要件	生殖補助医療 (保険適用外) ※先進医療費除く	年齢要件		
合志市	こども家庭課 母子保健班 合志市総合センター(グリーブル)内	合志市福原2922	096-248-1173	○	治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であること。			○	治療開始時点において妻の年齢が43歳未満であること。			治療の初日から申請日までの間、夫婦のいずれかが継続して合志市に住民登録があり、かつ、居住していること。	【一般不妊治療】 https://www.city.koshi.lg.jp/kiji00321464/index.html 【先進医療】 https://www.city.koshi.lg.jp/kiji00325367/index.html (※4月中に公開予定)
美里町	こども支援課子育て支援係	下益城郡美里町佐俣338番地	0964-42-6550	○	治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であること。	○	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。	○	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。			治療期間中及び申請日までの間、夫婦のいずれかが美里町に住所を有する者であること。	https://www.town.kumamoto-misato.lg.jp/kosodate_kyoiku/ninshin_shussan/2/index.html
玉東町	玉東町役場保健こども課	玉名郡玉東町大字木葉759番地	0968-85-3135	○	なし	○	なし	○	なし			・夫または妻が、助成金の交付を申請した日を基準日として、当該基準日前1年以上、玉東町に住所を有していること	https://www.town.gyokuto.kumamoto.jp/kiji0031237/index.html
和水町	和水町役場保健子ども課	玉名郡和水町江田3886番地	0968-86-5730	○	なし	○	なし	○	なし			治療を受けた日から申請日までの間、夫婦のいずれかが継続して和水町の住民基本台帳に登録があること	修正中
南関町	南関町こども家庭センター(南関町役場福祉課こども未来推進室)	玉名郡南関町大字関町64番地	0968-57-8553	○	なし	○	なし	○	なし			夫婦とも助成金の交付を申請した日を基準日として、当該基準日前1年以上、住所を有していること。	https://www.town.nankan.lg.jp/kosodate/kodomokatei/page2410.html
長洲町	長洲町役場 健康づくり課 保健センター(すこやか館)	玉名郡長洲町大字長洲2773-5	0968-78-7171	○	治療期間の初日における妻の年齢: 41歳未満	○	治療期間の初日における妻の年齢: 43歳未満	○	治療期間の初日における妻の年齢: 43歳未満			夫及び妻の両方又はいずれか一方が、治療を受けた日から申請日までの間、長洲町に住所を有し、かつ、居住している者であること。	一般: https://d2nmbon95c4jm9.cloudfront.net/soshiki/fukushi/hoken/17675763309056/ 生殖補助医療: https://d2nmbon95c4jm9.cloudfront.net/soshiki/fukushi/hoken/17675763309057/ 先進医療: https://d2nmbon95c4jm9.cloudfront.net/soshiki/fukushi/hoken/17675763309058/
大津町	大津町役場健康保険課母子保健係(大津町子育て・健診センター1階)	菊池郡大津町大津1156-3	096-294-1075	○	治療開始日における妻の年齢が41歳未満	○	治療開始日における妻の年齢が43歳未満	○	治療開始日における妻の年齢が43歳未満			治療を受けた日から申請日までの間、夫婦のいずれかが大津町に住民登録があり、かつ居住している。	https://town.ozu.kumamoto.jp/page/24543.html
菊陽町	菊陽町役場 健康・保険課	菊池郡菊陽町大字久保田2800番地	096-232-4912	○	治療期間の初日における妻の年齢が40歳以下であること			○	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること			一般不妊治療を受けた日から申請日までの間、夫婦のいずれかが継続して菊陽町に住民登録があり、かつ居住している	https://www.town.kikuyo.lg.jp/kosodate/kiji0032068/index.html
南小国町	南小国町役場 町民課	阿蘇郡南小国町大字赤馬場143	0967-42-1113	○	43歳未満	○	43歳未満	○	43歳未満	○	43歳未満	夫婦共に南小国町に住民票を有していること。	https://www.town.minamioguni.lg.jp/kosodate/boshi-hoken-jigyo/
小国町	小国町役場町民課	阿蘇郡小国町宮原1567番地1	0967-46-2116	○	助成を受けようとする治療期間の妻の年齢が43歳未満であること。	○	助成を受けようとする治療期間の妻の年齢が43歳未満であること。					夫婦ともに小国町に住所を有していること。	https://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/kurashinoyoho/kurashi_kenko/20131
産山村	健康福祉課	阿蘇郡産山村大字山鹿488番地3	0967-25-2212	○	検査及び治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。	○	検査及び治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。					夫及び妻の両方又はいずれか一方が産山村に住所を有し、かつ居住している者で今後も居住予定であること	https://www.ubuyama-v.jp/section/JoureiV5HTMLContents/
高森町	高森町役場 住民福祉課	阿蘇郡高森町大字高森2168番地	0967-62-2911	○	治療時の妻の年齢が43歳未満であること	○	治療時の妻の年齢が43歳未満であること	○	治療時の妻の年齢が43歳未満であること	○	治療時の妻の年齢が43歳未満であること	高森町に住民票がある夫婦	https://www.town.kumamoto-takamori.lg.jp/site/kosodate/2118.html
南阿蘇村	南阿蘇村役場こども未来課	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705番地1	0967-67-2715	○	妻の年齢が43歳に達した年度末まで	○	妻の年齢が43歳に達した年度末まで	○	妻の年齢が43歳に達した年度末まで	○	妻の年齢が43歳に達した年度末まで	夫婦又はいずれか一方が南阿蘇村に住民票を有し、かつ居住していること	https://www.vill.minamiaso.lg.jp/kiji003826/index.html
西原村	西原村役場保健衛生課	阿蘇郡西原村大字小森3259	096-279-4397	○	治療費助成の申請日における女性の年齢が41歳未満	○	治療開始日において女性の年齢が43歳未満					治療を受けた日から申請日までの間、夫婦(事実婚を含む)いずれかが継続して西原村に住民登録があること	https://www.vill.nishihara.kumamoto.jp/kiji003528/index.html https://www.vill.nishihara.kumamoto.jp/kiji00323/index.html
御船町	御船町役場 健康づくり保険課 健康推進係	上益城郡御船町御船995-1	096-282-1602					○	妻の年齢が43歳未満			治療を受けた日から、申請日まで継続して夫婦ともに御船町に住所がある	https://www.town.mifune.kumamoto.jp/page5825.html 先進医療は準備中

市町村の不妊治療費助成実施状況

令和8年4月

市町村名	受付窓口	受付窓口住所	受付窓口 電話番号	助成を実施している不妊治療の種類								居住要件	ホームページ URL
				一般不妊治療 (人工授精)	年齢要件	生殖補助医療 (保険適用分)	年齢要件	生殖補助医療 (先進医療分)	年齢要件	生殖補助医療 (保険適用外) ※先進医療費除く	年齢要件		
嘉島町	町民保険課	上益城郡嘉島町上島530	096-237-2574					○	生殖補助医療(先進医療)による治療期間の初日における妻(パートナー)の年齢が43歳未満であること			申請日に夫婦両方が嘉島町に住所を有していること	https://www.town.kumamoto-kashima.lg.jp/q/aview/102/2072.html
益城町	益城町役場 健康保険課 健康増進係	上益城郡益城町惣領1470 (益城町保健福祉センター)	096-234-6123	○	1回の治療の期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること	○	1回の治療の期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること	○	1回の治療の期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること			申請日において原則として夫婦共に町内に住所を有していること。※単身赴任等やむを得ない事情がある場合は、事前にご相談ください。	https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0035324/index.html
甲佐町	甲佐町役場健康推進課(甲佐町総合保健福祉センター)	上益城郡甲佐町大字豊内619	096-235-8711	○	治療期間初日における妻の年齢が41歳未満	○	治療期間初日における妻の年齢が43歳未満	○	治療期間初日における妻の年齢が43歳未満			不妊治療を受けた日から申請日までの間、夫婦の両方が、甲佐町に住所を所有し、かつ、居住している者。	https://www.town.kosa.lg.jp/q/aview/101/13094.html
山都町	山都町役場健康福祉課 健康づくり係	上益城郡山都町浜町6番地	0967-72-1295	○	治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満	○	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満 ※開始年齢に応じて助成回数上限あり。	○	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満			夫婦(又はパートナー)の両方が山都町に住所を有し、かつ住んでいること。	https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/kiji0032381/index.html
水川町	水川町役場 町民課 保健予防係(健康センター内)	八代郡水川町島地419番地2	0965-52-7154	○	治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満	○	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満					治療費助成金の交付申請日において、夫婦の双方又は一方が町内に住所を有すること	一般不妊治療 https://www.town.hikawa.kumamoto.jp/kiji0035978/index.html 生殖補助医療 https://www.town.hikawa.kumamoto.jp/kiji0035975/index.html
芦北町	芦北町役場健康福祉課	葦北郡芦北町大字芦北2015番地	0966-82-2511	○	なし	○	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。	○	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。			・夫婦の両方又は夫婦のいずれか一方が、芦北町に住所を有していること。 ・原則として他の自治体において同一の助成を受けていないこと。 ・町税等の滞納がないこと。	https://www.town.ashikita.lg.jp/chosei/soshiki/kenkozoshinka/2027777
奈木町	津奈木町役場 ほけん福祉課	球磨郡津奈木町大字小津奈木2123番地	0966-78-5555	○	一般不妊治療を開始した日において妻の年齢が41歳未満	○	妻の年齢が40歳未満のときは通算6回まで、40歳以上43歳未満のときは通算3回まで					夫婦のいずれかが申請を行う日の1年以上前から津奈木町に住所を有し、かつ、居住していること	https://www.town.tsunagi.lg.jp/page2394.html
錦町	錦町役場 錦町保健センター	球磨郡錦町大字一武1502番地	0966-38-2048	○	治療開始初日における妻の年齢が41歳未満	○	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満	○	治療開始時点の妻の年齢が43歳未満			法律上の婚姻関係に事実婚姻関係にある方で、申請時において夫婦ともに住所がある方	https://www.town.kumamoto-nishiki.lg.jp/kiji0031182/index.html
あさぎり町	あさぎり町役場健康推進課	球磨郡あさぎり町免田東1199番地	0966-45-7216	○	治療開始時点の妻の年齢が43歳未満	○	治療開始時点の妻の年齢が43歳未満	○	治療開始時点の妻の年齢が43歳未満			治療期間中及び申請日においてあさぎり町に住所を有し、かつ、居住しており、今後も居住予定の者	https://www.town.asagiri.lg.jp/kiji0032119/index.html
多良木町	多良木町役場 多良木町保健センター	球磨郡多良木町大字多良木1586番地	0966-42-1100	○	なし	○	なし	○	なし	○	なし	夫及び妻の両方又はいずれか一方が、多良木町に住所を有し、かつ、居住している方で、今後も居住予定の者	修正中
湯前町	湯前町役場保健福祉課保健係	球磨郡湯前町1984番地	0966-43-4112	○	なし	○	開始時の妻の年齢が43歳未満					夫又は妻のいずれかが湯前町に住所があり今後も居住予定の夫婦	(掲載記事検討中)
水上村	水上村役場 保健福祉課	球磨郡水上村大字岩野90	0966-44-0313	○	なし	○	なし	○	なし	○	なし	水上村の住民基本台帳に記載されている夫婦で、その後も1年以上上居住見込みのある者	https://www.vill.mizukami.lg.jp
相良村	相良村役場 保健福祉課 保健係	球磨郡相良村大字深木2500番地1	0966-35-1032	○	治療開始日における妻の年齢が41歳未満	○	治療開始日における妻の年齢が43歳未満					夫又は妻のいずれか一方又は両方が相良村に住所を有し、かつ、居住していること	ホームページには掲載していません
五木村	五木村役場 保健福祉課	球磨郡五木村甲2672-7	0966-37-2214	○	43	○	43	○	43	○	43	五木村に住所を有し、現に居住する者	一般不妊治療費助成の市町村ホームページ(当該助成事業案内ページ)は作成していない。
山江村	山江村役場健康福祉課	球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1	0966-24-1700	○	なし	○	なし	○	なし			夫婦又は夫婦のいずれか一方が山江村に住所を有する方	https://www.vill.yamae.lg.jp
球磨村	球磨村役場保健福祉課健康推進係	球磨郡球磨村役場大字渡丙1730番地	0966-32-1112					○	43歳未満			夫、妻のいずれか一方又は両方が当該助成の申請を行う1年以上前から球磨村に住所を有し、かつ、居住していること。	

市町村の不妊治療費助成実施状況

令和8年4月

市町村名	受付窓口	受付窓口住所	受付窓口電話番号	助成を実施している不妊治療の種類								居住要件	ホームページURL
				一般不妊治療 (人工授精)	年齢要件	生殖補助医療 (保険適用分)	年齢要件	生殖補助医療 (先進医療分)	年齢要件	生殖補助医療 (保険適用外) ※先進医療費除く	年齢要件		
苓北町	苓北町役場福祉保健課	天草郡苓北町志岐660番地	0969-35-3330	○	なし	○	(1) 生殖補助医療の治療計画を作成した日における妻の年齢が40歳未満の場合 1子ごと6回 (2) 生殖補助医療の治療計画を作成した日における妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合 1子ごと3回	○	生殖補助医療(保険適用)と併用して実施される先進医療のため、生殖補助医療と同一要件			住民基本台帳法に基づく本町の住民基本台帳に登録されている者で、助成金交付申請日の1年以上前から引き続き町内に在住している夫婦	https://reihoku-kumamoto.jp/kiji003671/index.html